

社会福祉法人長井学園 役員等報酬規程

(目的等)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人長井学園定款第5条及び第15条に規定する評議員及び役員等の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 評議員とは、定款第5条に規定する者とする。
 - 3 役員とは、定款第15条に規定する理事及び監事とする。
 - 4 前項2項及び3項の評議員及び役員等を役員等とする。
 - 5 副理事長、顧問、相談役、評議員選任・解任委員及び苦情解決等第三者委員を役員等に準じる扱いとする。

(報酬等の支給)

- 第2条 役員等の報酬は、勤務実態に則して支給し、役員等の地位にあることのみによっては、支給しない。
- 2 役員等には、費用を弁償することができる。
 - 3 理事長及び業務執行理事の報酬は、月額60,000円とする。ただし、理事会や法人運営会議等が開催された場合の費用弁償は行わないこととする。

(日当の支給)

- 第3条 定款第12条第1項及び第2項により招集された評議員会に出席した役員等には、1日10,000円の日当を支給するものとする。
- 2 定款第25条第1項及び第2項により招集された理事会に出席した役員等には、1日10,000円の日当を支給するものとする。
 - 3 定款第18条第1項により実施された監査に出席した役員等には、1日10,000円の日当を支給するものとする。
 - 4 定期的に招集された会議等に出席した役員等は、1日10,000円の日当を支給するものとする。
 - 5 臨時的に招集される会議等に出席した役員等は、1日10,000円の日当を支給するものとする。
 - 6 第1項から第5項の中で役員等と職員を兼務し、かつ、給与を支給されている役員等には、日当を支給しない。
 - 7 日当は、その都度支給する。ただし、一定期間まとめて支給することかできるものとする。

(役員等の旅費の支給)

- 第4条 役員等が、法人職務の目的をもって旅行する場合には、社会福祉法人長井学園旅費規程を準用し、旅費を支給するものとする。

(規程の変更)

第5条 この規程を変更しようとするときは、評議員会の決議を経なければならない。

(附則)

この規程は、平成14年2月12日に制定し、平成14年4月1日から施行する。

平成14年3月27日に改正し、平成14年4月1日から施行する。

平成14年12月21日に改正し、平成15年1月1日から施行する。

平成19年3月27日に改正し、平成19年4月1日から施行する。

平成22年5月25日に改正し、平成22年6月1日から施行する。

平成24年3月26日に改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年6月11日に改正し、平成24年6月11日から施行する。

平成29年4月1日に改正し、平成29年4月1日から施行する。

令和4年6月24日に一部改正し、令和4年7月1日から施行する。